

沼田市議会議員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応方針

本方針は、本市議会議員が新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者と判定された場合の対応方針について定めることを目的とする。

なお、議会開会中と閉会中では、対応が大きく異なる場合があるので留意する。

1 本対応方針の策定目的

- (1) 市議会及び市執行部、傍聴者・来訪者等への感染拡大の防止
- (2) 市議会議員及び事務局職員の安全衛生の確保
- (3) 議会運営の事業継続計画の検討促進及び責任ある対応への準備

2 基本的対応

当初の報告の際、議員が新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者と判定された場合は、以下の対応をとるものとする。

(1) 事実の報告等

新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者と判定された議員（以下「感染者等」という。）は、直ちに議会事務局を通じ議長へ感染又は判定の事実等を報告するものとする。

また、感染者等は保健所等の指示に従い、外出禁止等の行動制限を厳守するものとする。

(2) 情報の収集

議長は、今後の対応に向けた準備として、次に掲げる情報を収集する。

ア 感染者等の健康状態

イ 保健所等からの指示及び指導の内容（外出等が制限される期間等）

ウ 感染者等と判定された日時及び判定に至った経緯

エ 感染者等のPCR検査実施予定日及び判定結果

オ 感染者等と感染者等以外の議員、事務局職員及びその他職員との接触状況とその健康状態

カ 議会（議場・議長室・委員会室・議員控室・事務室等）における感染予防の実施状況

(3) 感染拡大防止及び業務継続に向けた措置

議長は、感染拡大防止及び業務継続に向け以下のとおり措置する。

- ア 感染者等から事務局を通じて議長が(1)の報告を受けたときは、議長は速やかに感染者等以外の議員にその情報提供を行うものとする。
- イ 感染者等が外出等制限される期間における公務及び会議等については、必要に応じて調整するものとする。
- ウ 議員が感染者と判定されたときは、市長に報告するとともに、プレス発表及び市議会ホームページにおいて公表するものとする。公表事項は、感染判定年月日とともに症状及び行動、濃厚接触者人数等とし、感染者が議長である場合には「市議会議長 氏名」、議員である場合には「市議会議員 氏名」とする。ただし、本人からの申し出がある場合、又は本人の意志確認がされた場合には、公表事項の全部又は一部を非公表とすることができる。
- エ 感染者と判定された場合は、感染状況等により議会各施設の閉鎖を行うとともに、消毒等必要な措置を講じるものとする。

(4) 感染拡大防止のための議員の行動

議員は、感染拡大防止及び業務継続に向け、以下のとおり行動するものとする。

感染者等以外の議員は、保健所の指示があるときはそれに従うとともに、感染者等との接触状況及び体調により行動自粛等を心がけるものとする。また、他の感染者と接触が疑われる場合についても同様とする。

3 その他

- (1) 正副議長ともに感染者等と判定され対応に当たれない場合は、議会事務局長が当該者からの連絡を受け、対応を検討又は決定すべき役職にある議員（議会運営委員長等）に報告するものとする。
- (2) 本対応方針は、国・県などの対応状況等に応じて修正するものとする。
- (3) 議員は、常に自身の行動に責任を持ち、感染防止及び体調管理に努めるものとする。